

令和6年度 第1回 石狩市総合教育会議 会議録

1. 日 時 令和6年 11月 18日(月) 15:00 ~ 16:30

2. 場 所 石狩市役所5階 第2委員会室

3. 出席者(構成員) 6名(全員)

総合教育会議構成員

役 職	氏 名
市長	加藤 龍幸
教育長	佐々木隆哉
教育委員(教育長職務代理者)	松尾 拓也
教育委員	根本 壽夫
教育委員	坪田 清美
教育委員	鈴木 里美

関係説明員等

部 局	所属・役職	氏 名
	副市長	小鷹 雅晴
子育て推進部	部長	田村 奈緒美
	子ども政策課長	青木 祐一郎
	子ども政策課主査	田原 朋学
	子ども政策課主査	中川 陽子
	子ども家庭課長	青山 昌弘
	子ども相談センター長	今田 竹哉
学校教育部	部長	中西 章司
	次長(教育指導担当)	澤口 敏之
	総務企画課長	笠井 剛
	総務企画課総務企画担当主査	市川 樹一郎
	学校教育課長	森本 栄樹

事務局

部 局	所属・役職	氏 名
企画政策部	部長	小島 郁也
	参事(政策担当)	鈴木 昌裕
	参事(政策担当)付主任	氏家 峻

4. 傍 聴 者 なし(会議公開)

5. 議題

- (1)協議事項
- (2)報告事項
- (3)その他

6. 協議内容の記録(経過、質疑・意見)

小島企画政策部長

改めまして、石狩市企画政策部長の小島でございます。ただ今から令和6年度石狩市総合教育会議を開会いたします。

本日の会議は、公開で行われております。会議の開催にあたり、全文筆記の議事録を作成し記録とさせていただきます。

皆様よろしいでしょうか。ありがとうございます。また、今回の議事録の署名につきましては、恐れ入りますが、根本委員の方をお願いしたいと存じますが、よろしいですか。よろしく願いいたします。

本日の会議における発言は、着座にて行うことで統一したいと存じます。発言する際は、議事録の作成の関係上、マイクを使用してお話しいただきますようお願いいたします。

それでは、以降の進行につきましては、加藤市長をお願いしたいと存じます。よろしくお願い致します。

加藤市長

皆様、お疲れ様です。令和6年度第1回の総合教育会議です。

時間は約2時間を予定しております。できれば皆さん忌憚のない議論をして、本日の協議事項である石狩市教育大綱、また報告事項である石狩市教育プラン、石狩市こどもビジョンについて、よりよい成果物となるようにしたいと思っていますので、御協力のほどよろしく願いをいたします。

それでは、本日の議題は、協議事項として、石狩市教育大綱について、報告事項として石狩市教育プランについて、石狩市こどもビジョンについてであります。

まず、教育大綱につきまして、私の方から説明をさせていただきます。

石狩市教育大綱につきましては、令和5年10月に開催されました総合教育会議におきまして、その時点においては、見直しをしない旨の説明をさせていただきました。また、その会議の中では、委員の方から、教育大綱については、次期策定の教育プラン、こどもビジョンの内容なども踏まえて教育大綱のあり方を考えていくことも必要ではないかというご意見をいただいております。

現在、教育委員会におきましては、教育プランの策定に向けて検討が進められており、市部局においては、こどもビジョンの策定、11月の下旬から始まります第4回定例市議会において、石狩市こどもの権利条例を上程する予定であります。

このように、私ども、石狩市におけるこども関連施策に関して、こどもの権利条例に定めるこどもまんなかまちづくりを進めていく上で、教育大綱を改定する必要があるのではないかという考えに至ったわけであります。

これから教育大綱の改定に関する考えを説明させていただきます。資料2の石狩市教育大綱の改定案についての1ページをご覧ください。

大綱の改定に当たる背景であります。大綱を策定する際は、国の教育振興基本計画を参酌することとなっておりますことから、教育振興基本計画とこども大綱の内容を意識したものとしております。

このような相互関係の中、次期教育大綱は、現大綱の骨子を継承し、教育プラン、こどもビジョンとのつながりが見えるような形で策定をしたいと考えております。

2ページをご覧ください。基本理念におきましては、こどもは権利の主体であり、こどもまんなかまちづくりの考えの下、学びに係る政策と育ちに係る政策を連携させることにより、こどもたちが自分らしく健やかに成長していけるように、市全体でこどもたちのミライを後押ししていくこととしております。

3ページから5ページは、基本方針の説明となっております。基本方針では、基本理念を実現するために3つの方針を定めています。さらに、それぞれの方針には、3つの取組事項とそれに関連した取組の方向性を示しております。

基本方針1では、社会で生きる力を育む教育環境づくりの推進としており、取組事項の3つとして、確かな学力を育成すること、良好な教育環境づくりを進めること、こどもの意見表明、社会参画の推進することを掲げております。

次に、4ページをご覧ください。基本方針2では、健やかな成長を促す環境づくりの推進としており、3つの取組事項といたしまして、こどもの権利が擁護され、理解される環境づくりを進めること、こどものウェルビーイングの向上を推進すること、多様な教育ニーズへの環境づくりを進めることを掲げております。

次に、5ページをご覧ください。基本方針3では、地域の特色ある教育の推進としており、3つの取組事項として、こどもが手話を学ぶことを推進すること、こどもが市の取組むまちづくりや環境政策などについて学ぶことを推進すること、こどもがふるさとを学ぶ機会を充実させることを掲げております。

この大綱の対象期間についてであります。この大綱の対象期間は設けないこととしますが、教育を取り巻く環境や社会情勢の変化などを踏まえて、必要に応じて見直しの検討を行うこととしております。

資料3をご覧ください。先ほどの改定の背景にあたっての中で、教育プラン、こどもビジョンとのつながりが見えるような形で策定をしたいと考えているとお話をさせていただきました。

この資料は、事務局において、教育大綱、教育プラン、こどもビジョンの連携が見える化できるように作成したものであります。資料の左側に、教育大綱における基本理念、基本

方針、取組の方向性が記載されており、教育大綱の取組の方向性、関連する具体的な取組内容について、教育プランに関するものと、こどもビジョンに関連するものをそれぞれ記載した内容となっております。

私から教育大綱の説明については以上であります。

ここから教育委員会の皆様からご意見を伺いたいと思います。

フリーディスカッションで進めていきたいと思っておりますので、どなたかご発言をいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。松尾委員よろしくお願いいたします。

松尾委員

我々が検討している新教育プランの方も意識していただきながら大綱の取りまとめにあたっていただいていることについて、お礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

その上で、教育プランについては、先週の木曜日に我々が集まって原原案に対して検討中でございます。

我々の方も少しずつ、骨子はもちろん変わりませんが、細かいところで変更もあるので、その辺も踏まえて、今感じている点を少しお話させていただければと思います。

この基本理念については、まさにこの通りだなと思いますが、基本方針についてですね、少し視野を広げる部分も検討していただきたいなと思いました。

まず基本方針 1 の確かな学力を育成するという部分で、ここに関して言うと、主体的で対話的で深い学び、これはもちろん我々も目指しているところであります。また、個別最適な学び、協働的な学びも、目指しているところですが、これを目指すにあたって、もちろん ICT 機器というのはすごく重要なツールになると思っています。

しかし、先日、個別の学校の名前出してもいいですよ、いいですよ、紅南小学校に授業を見学させていただきました。

その授業の進め方自体に、個別最適な学びがプログラミングされているような進め方をしているものがありました。

その進め方自体が、私は目からうろこでした。

それを踏まえると、もちろん ICT 機器を使えるところは使っていくべきであり、そのことに対して、否定をするものでは、もちろんありませんが、授業のやり方やソフト面に関する部分も、実はその個別最適な学びっていうものを意識していかないといけないと思いました。

ICT 機器を活用したというところを、無くすともったいないので、この部分は削除して、下の ICT の環境整備と活用にさせていただけると、意味がさらに深くなっていいのかなと感じました。

加藤市長

わかりました。

基本方針の取組の方向性で、2 つ目の丸 ICT 機器を活用した個別最適な学びと協働的な云々を、個別最適な学びと協働的な学びの充実とする。そして、下の方の 2 番目の丸の内容を ICT の環境整備と効果的な活用にするということですね。

松尾委員

はい。

加藤市長

ただ今、松尾委員から、この基本方針の記載の場所も含めてですが、今の松尾委員のご意見について、他の委員さんからご意見ありますか。

鈴木委員

私も松尾委員と同感です。紅南小学校に見学に行った時に自習みたいな感じで授業をしており、こどもたち一人ひとりがすごく集中して勉強をしていました。

生徒自身がわからないところがあった時に、先生に質問したら、先生が教えるみたいな感じで進めているクラスがありました。

その子の習熟度に応じて、1時間の中で自分が集中して取り組める環境があったのがとてもいいなと思いました。

なので、私も同じように個別最適な学びと協働的な学びの充実っていうものと、ICT 機器を分けて記載した方がいいのではないかと思います。

加藤市長

はい。他にご意見あります。坪田委員。

坪田委員

坪田です。教育プランの方に目を移すと、同じように ICT を活用した個別最適な学びという文章が出てきてしまうので、ここも、訂正すべきですね。

松尾委員

ここは我々が持って帰るべきということですね。

加藤市長

当然リンクする形ですかね。

松尾委員

はい、もちろんです。ここで言って、自分のところは知りませんって話にはなりません。

加藤市長

今の意見を受けて、私自身はおっしゃる通りで改正したいなと思っていますけど、事務的はいかがですか。

はい、わかりました。

それでは、基本方針1をご指摘のとおり変えさせていただきます。

松尾委員

それとですね、めくっていただいて最後のページ、基本方針 3 の改定大綱案 2 番ですが、こどもが市の取り組むまちづくりや環境政策などについて学ぶことを推進します。という一文がございます。

このこと自体は、私もまさに素晴らしいと思っていますし、今回、行政がつくる計画なので、市が取り組むってことを意識することもやぶさかではないかなと思います。

一例を挙げるのであれば、市内の企業で企画してイベントを行っている、ドリームキッズ石狩のようなイベントは、市内のお仕事を学ぶ場機会であり、民間の団体が実施しているものであり、ほかにもいろいろな事例もあると思いますが、イメージしやすいものとして取

り上げさせていただきました。

そのことも視野に入れるのであれば、市が取り組むという部分は削除しても文章はつながりますし、意味に幅が出ていいのかなというふうに感じます。

加藤市長

ただ今の松尾委員のご意見に対して他の委員さんから何かございませんか。

佐々木教育長

この基本方針 3 は、地域の特色ある教育ってということなので、単純にまちづくりっていうと、どこのまちづくりかわかんなくなりますので、石狩市のまちづくり。

松尾委員

石狩でもいいのかもしれませんが。民間の事業もございますので。

加藤市長

石狩の方がいいのかな。よろしいですか。

石狩のまちづくりに修正いたします。ほかにご意見、ご質問等何かございませんか。

佐々木教育長

本来、教育大綱は、教育について幅広くカバーすべきものですが、石狩はこどもに特化しているということで、そのことはちゃんと、理由も含めて出しといた方がいいかなと思います。

今の現大綱の基本理念の 1 と最初のところを見ると、これが、石狩市はわざわざこどもに特化した教育大綱にしているというその趣旨が透けて見えてくるので、このところについて、僕は落とさない方がいいのではないかなと思っています。

教育やこどもの施策に力を注ぐことは社会経済全体の成長につながる。だから石狩はそのこどもに特化した計画にしているという意味なのだろうという受け止めをしていましたので、これをそのままこどもに特化した計画として引き継ぐとすれば、そこは生かしといた方がいいと思いました。

加藤市長

なるほど。現大綱の基本方針のところですな。

はい。今教育長からそういうご意見が出ましたけども。

松尾委員

意図や趣旨が入っていればそれでいいと思います。

文章表現はこのままでなくてもいいですが、要は我々の大綱はこういう考えのもと、ここに絞っていますっていうことが伝わればいいと思います。

加藤市長

確かにそうですね。事務局の了解得ましたので、現大綱の方針のエキスをバシツという形で入れます。はい。ほかにありますでしょうか。

坪田委員

漢字の子供っていうのと平仮名のこどもっていうのと、漢字の子とひらがなのどもとい

う3種類のこどもがあちらこちらに散財しますが、何か意味はあるのでしょうか。

加藤市長

事務局から。鈴木参事どうぞ。

鈴木政策担当参事

こどもの表記についてのご質問です。まず、資料2の教育大綱改定案についての漢字のこどもにつきましては、これは国が引用している表記をそのまま掲載しているので、漢字の子供ということになっております。また、こどもの子だけ漢字、ほか全てひらがなについての考えでございます。

坪田委員がおっしゃるように、今混在している形、それは教育大綱、教育プラン、こどもビジョンに連動してくる部分ですけども、これは担当者レベルで少しここの問題、課題は共有しておりまして、まず基本、石狩市は、こどもの表記は漢字に子というもので、組織名称であるとか一般的にそのような表記を使うということで行ってきています。その中で、この度、石狩市のこどもの権利条例の検討会の議論の中で、全てこどもの表記をひらがなにすべきではないか、するのが望ましいのではないかとということで、全てこどもの表記についてひらがな表記をするという風になったという風に伺っています。その中で、こどもの表記をどうするのかということで、基本子育て推進部との現段階の話をお聞きすると、条例、こどもの権利条例施行規則または、それに付随するものについては、ひらがな表記をしている、それ以外は漢字のこどもというようなことで伺っています。

その中で、現在、大綱原案の中で、いくつかこどもという表記が出てきていますけども、こどもの意見表明、社会参加、こどもの権利ということで、ここを市の条例に付随する言葉として捉えるのか、それともこども基本法含めて一般的な言葉として捉えるのかということによって使い方が変わってきてしまうんですけども、そのような整理をすると、ひらがなと漢字が併存してわかんなくなってしまうという風なもの、まさしく今その状況にあると思いますので、教育大綱の策定する所管としては、今後こちら辺、やはり一定のルールがない中で表記が乱立しているというのは望ましくないと思いますので、この後、子育て推進部、教育委員会等も含めて、こどもの表記をどのように統一していくのかという、そこの事務レベルの調整、それを皆様にも報告した中で統一していくことが必要ではないかというふうに思います。

加藤市長

はい。1番分かりやすいのは、今担当参事から説明があったように、国のものを引用しているものについては、そのままを引用する。

田村子育て支援部長

組織の名称については、平成31年に全て統一されて漢字の子ひらがなのともということになりましたが、それ以降その表記を使うことが多いですが、今回、こどもの権利条例の制定に合わせて、こどもビジョンについては、法令順守のもの以外は全てひらがな表記に統一をしております。

まず、今後はひらがな、全てひらがな表記を検討していたところだったので。

松尾委員

すいませんの、さっきの理解ではね。国の表記をそのまま引用し、ただ、それじゃない、何もそういうものがないところに関しては、漢字の子にひらがなのどもという理解でいま

したが、これは今後変えますか。変えた方がいいのであれば、今議論した方がいいと思います。

ひらがなのこどもにしたのは、当事者であるこどもがわかりやすいようにということだと思いますが、それであれば、そこに足に踏み入れる必要はないし、そこを我々が議論して、どうしても揃える必要もないかなと思います。

加藤市長

我々公務員というのは、一つのルールづくりをしないと、同じ市が作るもので部局が違った中でも整合性が取れないとなります。

佐々木教育長

こども基本法がひらがなにしているのは、そのこどもにもわかるというのがありますが、それ以上に、これまで既存のいろんな法律のこどもというのは、18歳で切っています。

こども基本法のこどもはそこで切らないっていう、要は他の法律と違うことをはっきりさせるためにわざわざひらがなにしている。という理解をしました。だから、そういう考え方を石狩市でも採用するかどうかになると思います。

坪田委員

保育園が認定こども園という制度になって名称変更する際に看板を作り直しました。その時は全部ひらがなのこどもでした。

加藤市長

認定こども園になった時に、その表記は文科省や厚労省から指示があったのですか。

坪田委員

私の時は、北海道からひらがなの指示がありました。

加藤市長

なるほど。この場で、結論を出すのは、難しいと思います。一度市役所内部で議論すべきだと思います。

小鷹副市長

そうですね。法律用語としては、今加藤市長が言われたような形ですけども、それ以外のものをこどもの漢字の子を使ってどもなのか、ひらがなこどもなのかは、ある意味この場で決めて、市の計画ですから、それは統一できますので。

それぞれの部局の方で決めると、どうしてもそれぞれの意見がありますので、バラバラで進んでいってしまいます。教育プランの方でもひらがながほとんどひらがな表記です。

加藤市長

教育プランは、全部ひらがな表記ですか。

中西学校教育部長

ひらがな表記です。

佐々木教育長

漢字の子は、ほとんど使っていない。

小鷹副市長

そうであれば、すべてひらがなに統一するというのはいかがでしょうか。

坪田委員

そうですね。大体こどもまんなかまちづくりという理念がひらがなですよ。

小鷹副市長

そもそも間違いではありませんし。

加藤市長

間違いではありません。

小島企画政策部長

おっしゃられた通りの上位計画ですとか法律に基づくものについては、やはりそれに従うべきかなってことを前提にした上で、それ以外については、基本、こどもっていう、ひらがなにするというまとめ方はいかがでしょうか。

加藤市長

それでいいですね。事務局でそれでよければ。

松尾委員

こだわりはないです。はい。

加藤市長

ということで、基本はひらがな表記をいたします。

小島企画政策部長

はい。

加藤市長

他にご意見ありますか。

根本委員

とてもすぐれた大綱だなと思いました。
特に不登校のこどもたちというのは、学校に通えなければ教育ができなくなってしまうので、その辺にも基本方針の2のところにも触れていますし、素晴らしいと思います。

加藤市長

事務局も喜びます。ありがとうございます。
それではですね、何点かの部分、今ほどの表記のひらがなの部分も含めて改正の事務を進めさせていただきます。
他にありますか。

小島企画政策部長

はい、資料4について説明いたします。

こちらの表につきましては、今の3つの計画とこどもの権利条例の策定に向けたスケジュールとなっております。

1番左側の教育大綱につきましては、本日の協議の後、12月16日から約1カ月間、パブリックコメント手続きを実施してまいります。

その後、2回目の総合教育会議におきましては、本日の協議内容及びパブリックコメントの結果も踏まえまして2回目の協議を予定しておりまして、3月中の決定を予定しております。

スケジュールとしては、2回目の総合教育会議をおおむね2月中旬ぐらいに開催し3月中大綱を決定したいと考えております。

次に、2列目の教育プランにつきましては、教育委員会内で原案の検討を継続して行っておりまして、教育大綱と同じく12月16日から約1カ月間のパブリックコメント手続きを実施し、そののち来年3月の教育委員会議におきまして決定する予定であると伺っております。

また、こどもビジョンにつきましては、12月開催のこども子育て会議におきまして、原案の諮問をするとともに、こちらは12月26日から1ヶ月間のパブリックコメントの手続きを実施し、その後、こども子育て会議の審議、答申を踏まえ、こちら、3月中のですね、決定を予定しているところでございます。

最後、こどもの権利条例につきましては、令和6年第4回定例市議会においての上程、これから条例を提案することの準備を進めてるところでございます。

私からは以上です。

加藤市長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局からこども施策の関連スケジュールについて説明がありましたが質問、確認事項などあればお願いいたします。

特によろしいでしょうか。それでは、このような事務スケジュールで進めさせていただきます。

次の議題に入る前に、担当職員の席の入れ替わりを行います。

事務局で調整の準備をお願いします。

それでは、再開いたします。次の議題であります報告事項のうち、教育プランの策定原案について、教育委員会から報告、説明をお願いいたします。

中西学校教育部長

はい。学校教育部長の中西です。

私から、資料5になりますが、新教育プランの原案というか、案の案というようなところかと思いますが、教育委員の皆様にもこれまでかなり目を通していただいて、改めての説明になりますが、簡潔に説明をさせていただきたいと思っております。

現行の教育プランにつきましては、計画期間が令和2年度から5年度ということでありますので、新たに令和7年度から11年度を計画期間とする新教育プランの策定を進めているところであります。

新教育プランにおきましては、これまでの教育理念を継承しつつ、劇的に変化する社会情勢、教育を取り巻く状況など、時代の変化に合わせた教育施策を推進し、国の教育振興基本計画との整合性を図り、

教育委員の皆様、さらには教育大綱やこどもビジョンの策定とともに連携を図る中で作業を進めているところであります。

まず1ページ、第1編初めには、全国平均を下回る児童生徒の学力の状況と、学力向上の前提となる学習意欲の醸成や学校での授業改革の必要性、特別な支援を必要とする児童生徒の増加と適切な教育機会を提供することの重要性、いじめ不登校生徒の増加と対応の必要性、デジタル社会における格差解消とリテラシーの向上、文化財を公正に受け継いでいくための体制構築の必要などの課題を整理いたしまして、10ページから第2編、石狩の教育を推進する方向では、予測困難な時代においても、不易と流行を見きわめ、迅速に対応していくこと、他者を尊重し、持続可能な社会を維持発展させていくため、地域社会のウェルビーイングの向上を図っていくことを基本理念とし、未来を切り開く力の育成からふるさと石狩りを学ぶ機会の充実まで、7つの方針を策定しております。

これらの方針に基づく各施策の取組として、確かな学力の育成、教育の情報化、家庭教育支援の充実、学校施設設備の整備、学校運営の改善、こどもの権利利益の擁護、生涯学習の推進、ふるさとを学ぶ機会の充実など、28の施策の展開を位置づけ、約50の成果指標を設定しております。また、33ページから資料編、第3編、資料編となっておりますが、これまでのプランの作成と違うところといたしまして、昨年4月のこども基本法の施行に伴いまして、こどもの意見を聞くプロセスが必要となったところでありまして、42ページ以降にまとめておりますが、9月にはふれあいの杜こども館での教育員の皆様とこどもたちの意見交換会、10月には、iPadでの教育に関する自分が頑張りたいと思う取り組みへの投票という機会を設けての調査を手稲高校インターン制による教育的課題の解決方法を検討するワークショップといった小中学生や高校生の意見を聴取する機会を設け、これらより出てきた意見内容を本プランの原案に反映したというところであります。

今後の教育プランの策定スケジュールでございますが、11月28日、教育委員会定例会、こちらで原案を確定しまして、12月12日の建設文教常任委員会への報告、先ほどもありましたが、12月16日から1カ月間、パブリックコメント及びこども向けパブリックコメントを実施し、必要な修正を加えた後、3月の教育委員会定例会にて決定するスケジュールと考えております。私からは以上です。

加藤市長

はい。ありがとうございました。ただ、今の中西学校教育部長のご説明にご質問等ありますか。

それではですね、私の方から1点だけ確認をさせていただきます。資料3、基本方針の2の方の表則であって、上からは4段目にあります。教育大綱に記載している取り組みの方向性からいけば、そのヤングケアラーの支援充実という欄があります。次に一番、表則の右側のこどもビジョンのヤングケアラーの支援について、地域が正しいとありますが、教育プランについては、このヤングケアラーに関する記述が見てもないような気がしますが、教育大綱にあり、こどもビジョンであるのであればですね、やはりこれ横串という観点からいけば文言として必要でないかと思われませんが、どうでしょうか。

中西学校教育部長

教育でヤングケアラーの支援をするということではなくて、ヤングケアラーを含めてですね、学ぶ機会を保障するためにいろいろな支援をしていくという概念が入っているので、あえてヤングケアラーの支援という言葉は入れなくていいかなという考え方で思っています。

加藤市長

なるほど。教育委員の皆様いかがですか。

松尾委員

ヤングケアラーに特化して何かこう学んでもらう機会が必要であれば、具体のこととして書くべきこともあるとは思いますが、色々な人に学ぶ機会をちゃんと確保して提供していくよっていうことですよ、きっとね。例えば、ヤングケアラーは、他の子どもたちと違ってこうこういう事情があるから、学びの機会を保障するために、特別何かヤングケアラー向けにそういったことやらないといけないということであれば、ここにも入ってくると思いますが、教育委員会が教育を提供するっていう場面の中での話なので、今の部長の説明で割と私の感覚とは合っているかなと思います。

教育委員会的にどんな子にも学ぶ機会をちゃんと提供していくって話かなと思います。

加藤市長

言いたいことはわからないことはありませんが。

いかがですが、今、松尾委員からそういうご意見が出ましたけれども。

坪田委員

SOS の出し方に関する教育というところがあって、こちら側の気づきもそうですが、子どもたちがSOSを出すというのも大事でありますし、そのヤングケアラーに気づくとかこの辺りをしっかりとキャッチできるかっていうのは大事かなと思います。

ただ、そのヤングケアラーって言葉は入ってないなとは思いますがね。

松尾委員

やはり、不登校とは別にヤングケアラーという問題を抱えている子どもたちには、教育のアプローチとしても別のことがやっぱり必要であるとか、アプローチ自体はそんなに変わらないが、施策として意識すべきことだっていうことであれば、ここにそういった文言を入れてもいいのかもしれない。

加藤市長

教育プランは、まだ教育委員会内部で議論する余地ありますので、整理をしていただいて整合性を問われた時にきちんと対応ができるのであればいいと思います。教育委員会で持ち帰って内部で議論をしていただいて対応していただくということでよろしいでしょうか。

佐々木教育長

はい。

加藤市長

いいですか。はい。それでは教育プランについてほかに意見はないということなので、次に進んでよろしいでしょうか。

それでは、次に進みますので、議題に入る前に、担当職員入れ替わりがあります。

はい。次の議題であります石狩市子どもビジョンの策定につきまして説明をお願いいたします。田村子育て支援部長お願いします。

田村子育て支援部長

子育て支援部長の田村でございます。私から、資料 6、石狩市こどもビジョンについて説明をいたします。

こちらの資料、10月17日に開催いたしましたこども・子育て会議においてご覧いただいている資料になっております。

まずは、資料の 2 ページをご覧ください。ページは、右の下に振ってある数字バー92となっているものがページになります。

この計画は、石狩市のこども子育て施策の基本的な考え方や方向性などを定めた総合的な計画としておまして、令和 5 年 4 月 1 日に施行されました。こども基本法に規定する市町村こども計画や、こども子育て支援法に基づくこども子育て支援事業計画など、こども関連法令に基づく各種計画、また、令和 7 年 4 月 1 日施行予定の石狩市こどもの権利条例に規定します石狩市こどもの権利推進計画などを内包しております。

計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間となっております。43 ページをご覧ください。計画の体系について説明をいたします。

本計画の基本理念は、こどもの権利を守り、こどもまんなかまちづくりを推進する町としておまして、4 つの重点施策方針を定めております。

方針 1 のこどもまんなかまちづくりの推進につきましては、来年 4 月にこどもの権利条例を施行する予定であることから、こどもの権利に関する取り組みを重点的に進めていくこととします。

方針 2 から 4 までは、今期のこどもビジョンから引き続き重点施策として取り組んでまいります。

次に、基本理念の下に、6 つの基本目標を設定いたします。

基本目標には、重点施策方針と同様に、こどもまんなかまちづくりの推進を基本目標 1 として新たに設定して、こどもの権利に関する施策を進めてまいります。

基本目標 2 から 6 までは、今期のこどもビジョンから継続いたしますが、基本目標 4 と 5 には若者という表記を追加し、幅広い年代を対象とした施策に取り組んでまいります。

基本目標に対応した施策の方向性と関連する個別事業につきましては、50 ページから 68 ページに掲載をしております。

次に、量の見込みと確保策について説明をいたします。資料の 71 ページをご覧ください。

こちらの表は、今後 5 年間のこどもの人口の見通しとなっております。左上が石狩市全域の合計、右が石狩地区、下段に厚田地区と浜益地区を掲載しております。合計の表を見ていただきますと、緑苑台西地区の宅地造成などによるこどもの人口の伸びを見込んでおまして、就学前児童数としては、市全体で令和 9 年度までは増加し、その後減少すると推計をしております。

教育保育給付対象事業を 72 ページから記載しております。令和 6 年 4 月からの第 2 子以降の保育料無償化や女性の就業率の上昇などにより保育需要は増加するものと見込んでおりますので、施設整備や保育士の確保など総合的な対策を行って利用定員の増加を図ることで見込み料の需要に対応していきたいと考えております。

また、76 ページからは放課後児童クラブについて掲載をしております。放課後児童クラブにつきましては、計画期間内の需要増は見込んでおりませんが、今後、学区によりましては定員超過が見込まれますので、受け入れの弾力的な運用やクラブの増設などを検討してまいります。

次に、91 ページをご覧ください。計画の推進に向けましては、市民、関係者と連携をしながら、地域社会全体の取り組みとして総合的に推進していくとともに、毎年度、進捗状況をチェックしてまいります。

また、92 ページの成果指標につきましては、アンケート調査などにより、市民意識などをできるだけ数値化してまいります。

本計画は、こども子育て会議のご意見や、令和 5 年度に実施しましたこども子育て家庭若者の生活実態等調査の結果も踏まえて策定作業を進めております。今後は、12 月 3 日のこども子育て会議の議論をいただいて原案を確定し、12 月 1 日の厚生常任委員会への報告、12 月 26 日から 1 カ月間、パブリックコメントとキッズパブコメを同時に実施してまいります。その後、必要な修正を加えまして、2 月に開催予定のこども子育て会議を経て、3 月に計画決定というスケジュールで進めております。私からは以上です。

加藤市長

はい。ありがとうございました。ただいまの石狩市こどもビジョンの説明についてご質問等ございましたらお願いをいたします。

佐々木教育長

10 ページの教員向けのこどもの権利に関する研修の所管課が、こども政策課となっております。ここの研修のイメージっていうのは、教育委員会で実施している例えばサマーセミナーとかのイメージですか。

田村子育て支援部長

はい。

佐々木教育長

それであれば、担当に教育委員会とした方がいいのかなと思います。

加藤市長

教員向けのこどもの権利に関する研修ですね。なるほど。

佐々木教育長

講師として来てくれるということですよ。

田村子育て支援部長

はい、そうです。手話の出前授業と同じような形でやらせてもらいたいと思っております。ただ、学校教育課と共同で実施することは可能だと思います。

加藤市長

それでは、学校教育課と併記する形でよろしいですか。

佐々木教育長

よろしいです。

それと、ここの同じページで、丸の3つ目で、学校におけるこどもの権利について学ぶ授業というのは、これ、CAP のことを指しますか。

田村子育て支援部長

はい。現在はCAPを中心にやっていただいておりますが、この5年間の間には、できれば道德の時間などを活用して出前授業などをさせていただきたいと考えています

佐々木教育長

出前授業というか、本当は先生がちゃんと教えられるようにならないとダメだと思います。だから個別事業の中でそのイメージが出てこないなと思いました。CAP以外にもイメージをしているのであれば何か入れといた方がいいかなと思いました。

田村子育て支援部長

そのように対処します。

加藤市長

ほかにご意見、ご質問等おありであれば。

鈴木委員

13ページにこども誰でも通園制度についてっていうものが書かれています。何かニーズとして働いてなくても保育所を利用したいという方が結構いらっちゃって、今後この制度をどのように進めていかれるか、具体的に何かありますか。

加藤市長

はい。青山課長、

青山こども家庭課長

こども家庭課の青山です。こども誰でも通園制度につきましては、今、制度自体まだ国の方で内容を検討中の部分もございますけども、石狩市としては、まず未就園のお子さんたちで、国で今モデル事業という形で6か月か3歳未満のお子さんを対象にしているのので、同じそういった対象のお子さん、未就園のお子さんを対象に、石狩市の認定こども園の中で受け入れが可能なモデル事業を令和7年度に実施をして、保護者の方のどれぐらいのニーズがあるかとか、あるいは受け入れにあたって、運営でこういった課題があるかとか、その辺の検証を来年度はしてみたいと考えております。

そして、令和8年度から全国的にこれは実施するという風にこども家庭庁が言っていますので、令和7年度で見つかった課題をもとに、令和8年度からできる限り市内の園で実施できるような取り組みを市内の園の皆さんと協議しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

加藤市長

来年は3園でしたっけ、モデルは。

青山こども家庭課長

来年は市内、公立の厚田を含めると5園程度を予定しております。

加藤市長

ただ、これ、坪田委員はあれですよ、現場を持っている方として、いろいろご意見とか

お持ちであると思います。

坪田委員

はい。私の園は、緑苑台地区にあります。今でも弾力運用という形でこどもの受け入れを120パーセントまで受けておりますので、そこに誰通がやれるかと言われるとですね、人の問題、それから面積の問題などでちょっと厳しいかなと。ただ、子育て支援センターってというのが併設しているので、子育て支援センターの職員を加配すれば、あの場所で何らかの形で誰通ができるかなと思っております。

0から2歳児の子どもをお母さんが10時間という形で実施した時にどうなるかというと、まずは泣く状態から始まって、でもその10時間で慣れてとかっていうどんな形がいいのかなと模索しております。

加藤市長

結局ね、おっしゃる通り先生の確保も含めてですね。色々な話を伺うと保育士を希望する者が減って、マンパワーが確保できるとかいろんな問題があって、国は何をを考えているのかな、なんて個人的には思いながらですね。導入をしていかなきゃいけないなと思っております。

誰通ってというのは知っていましたか。誰でも通園制度、略称なので覚えてください。他にありますか。

佐々木教育長

8ページのこどもの権利の侵害の救済の組織で学校が絡むような話が出てきた時のその役割分担というのは、話がまとまっていますか。

田村子育て支援部長

はい。こどもの権利救済委員会の方で対応していくことになりましたけれども、そこと教育委員会との連携というのはもう欠かせないと考えています。

実際の流れについては今後、検討をしていくことになるのですが、こちらで受けたから教育委員会に絶対に情報は流さないとか、そういうことは一切ありませんし、しっかり連携した中でこどもに1番いい方法、いい対応をしていきたいと思っています。

佐々木教育長

まだ整理ができてない。

田村子育て支援部長

教育支援課と検討しているところです。

加藤市長

現在進行形だよ。あらゆるところと連携をしていかなければならない。

佐々木教育長

例えばこの調査主体は学校になる場合が多いと思いますが、学校に対して教育委員会とこどもの権利救済委員会と一元化を図らないと妙な混乱が起きると思いますので、この先調整をする際は、そこも意識しながらやっていただければと思います。

加藤市長

よろしいですか。

それでは、こどもビジョンにつきましては、先ほどのタイムスケジュールにのっとりた形で事務を進めていきます。

以上が議題である協議事項及び報告事項について、終了いたしますが、議題のその他ですけれども、何か教育委員の方からありますか。ないですか。

それでは、令和6年度第1回総合教育会議を終了させていただきます。

令和6年12月27日

署名委員 根本 壽夫